

令和7年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・意見等一覧

No	サービス種類名	質問	回答
1	居宅介護支援	<p>・資料4 32ページの9「揭示」①について 重要事項説明書に記載していないが情報公表システムには有無が記載されているのでそのコピーを重要事項説明書と一緒に閲覧できる状態にしておくことで問題ありませんか？</p>	<p>必要な内容が掲示されていれば結構ですので、ご提示いただいた対応方法で問題ありません。</p>
2	居宅介護支援	<p>・資料1 13ページの(5)危機管理の取り組みについて 単独の居宅介護支援事業所においても防災計画の作成や(災害BCP訓練と別で)防災訓練の実施と記録が必要になりますか？ *防災計画とBCPは別物と理解しています。</p>	<p>「非常災害対策」に係る項目はありませんが、伊勢市においては独自に下記のとおり「非常災害対策」について規定しており、防災計画の作成を義務付けています。ただし、災害BCPの中に規定されている内容が含まれているのであれば、一体的に作成していただいても差し支えないと考えます。 ご注意ください点としまして、厚労省の提示するBCP(ひな型)は自然災害を想定しているため、火災その他の災害についての記載がない場合がありますが、防災計画とBCPを一体的に作成する場合には、自然災害以外の非常災害についても記載する必要があります。 また、居宅介護支援事業所は、サービス提供時間中に利用者が常時いる想定施設ではないため、防災訓練の実施・記録までは求めていません。ただし、計画の内容を実効あるものとするため、BCPの研修・訓練と併せて、計画の内容や行動手順等を確認しておくことを推奨しています。</p> <p>&lt;参考&gt; 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月31日条例第21号) (非常災害対策) 第23条 指定居宅介護支援事業者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下この条において「非常災害」という。)に対処するため、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的な計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めなければならない。</p>